

飛驒市告示第254号

地方自治法第102条第2項の規定により、下記のとおり令和3年第3回飛驒市議会定例会を招集する。

令和3年8月30日

飛驒市長 都 竹 淳 也



記

- 1 日 時 令和3年9月6日(月) 午前10時00分
- 2 場 所 飛驒市役所 議事堂

令和3年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和3年9月6日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	報告 第6号	損害賠償の額の決定について
第4	報告 第7号	株式会社飛騨ゆいの経営状況報告について
第5	議案 第78号	山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第6	議案 第79号	飛騨市過疎地域持続的発展計画について
第7	議案 第80号	商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案 第81号	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
第9	議案 第82号	飛騨市心身障害者小規模授産施設条例を廃止する条例について
第10	議案 第83号	飛騨市山田地域福祉センター条例を廃止する条例について
第11	議案 第84号	字区域の変更について(河合町角川Ⅶ・Ⅷ地区)
第12	議案 第85号	字区域の変更について(河合町新名Ⅰ地区)
第13	議案 第86号	字区域の変更について(神岡町西Ⅵ地区)
第14	議案 第87号	令和3年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
第15	議案 第88号	令和3年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
第16	議案 第89号	令和3年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
第17	議案 第90号	令和3年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
第18	議案 第91号	令和3年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
第19	議案 第92号	令和3年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)

令和3年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和3年9月6日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第20	認定 第1号	令和2年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第21	認定 第2号	令和2年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定 第3号	令和2年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定 第4号	令和2年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定 第5号	令和2年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定 第6号	令和2年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	認定 第7号	令和2年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第27	認定 第8号	令和2年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第28	認定 第9号	令和2年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第29	認定 第10号	令和2年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第30	認定 第11号	令和2年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第31	認定 第12号	令和2年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第32	認定 第13号	令和2年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第33	認定 第14号	令和2年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

○出席議員（13名）

1番	小笠原	美保子
2番	水谷	雅敬
3番	谷上	敬豊
4番	上ケ	浩史
5番	井澤	清純
6番	住徳	文勝
7番	前野	恵美
8番	籠高	邦寛
9番	葛	
10番		
11番		
12番		
13番		

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都湯	竹下	淳明	也宏
副市長	之	畑原	康利	子匡
教育長	沖泉	畑村	康賢	子一
総務部長	沖野	村下	嘉弘	明史
教育長	野田	ノ	あづ	さ
教育委員会事務局長	藤畑	井上		
宮川振興事務所長				
市民福祉部長				
商工観光課				

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	梶	村	敦	子

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告 第6号 損害賠償の額の決定について
- 第4 報告 第7号 株式会社飛騨ゆいの経営状況報告について
- 第5 議案 第78号 山之村辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 第6 議案 第79号 飛騨市過疎地域持続的発展計画について
- 第7 議案 第80号 商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案 第81号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第9 議案 第82号 飛騨市心身障害者小規模授産施設条例を廃止する条例について
- 第10 議案 第83号 飛騨市山田地域福祉センター条例を廃止する条例について
- 第11 議案 第84号 字区域の変更について(河合町角川Ⅶ・Ⅷ地区)
- 第12 議案 第85号 字区域の変更について(河合町新名Ⅰ地区)
- 第13 議案 第86号 字区域の変更について(神岡町西Ⅵ地区)
- 第14 議案 第87号 令和3年度飛騨市一般会計補正予算(補正第3号)
- 第15 議案 第88号 令和3年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第1号)
- 第16 議案 第89号 令和3年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第1号)
- 第17 議案 第90号 令和3年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第1号)
- 第18 議案 第91号 令和3年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第2号)
- 第19 議案 第92号 令和3年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)

本日の会議に付した事件

- |     |         |  |
|-----|---------|--|
| 第20 | 認定 第1号  | 令和2年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について              |
| 第21 | 認定 第2号  | 令和2年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について        |
| 第22 | 認定 第3号  | 令和2年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 第23 | 認定 第4号  | 令和2年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について          |
| 第24 | 認定 第5号  | 令和2年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 第25 | 認定 第6号  | 令和2年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 第26 | 認定 第7号  | 令和2年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 第27 | 認定 第8号  | 令和2年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 第28 | 認定 第9号  | 令和2年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 第29 | 認定 第10号 | 令和2年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について         |
| 第30 | 認定 第11号 | 令和2年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について          |
| 第31 | 認定 第12号 | 令和2年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について           |
| 第32 | 認定 第13号 | 令和2年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について   |
| 第33 | 認定 第14号 | 令和2年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について          |

( 開会 午前10時00分 )

◆開会

◎議長（澤史朗）

皆さんおはようございます。開会前ですけれども皆様へお知らせいたします。会議中、上着の着用につきましては適宜ご対応ください。また、本日は、発言者は全てマスク着用をお願いいたします。ただいまの緊急事態宣言下でございますし、報道等でエアロゾルの話がされております。本日は、登壇される方、そして自席で発言される方全てマスク着用をお願いいたします。

◎議長（澤史朗）

皆さん、おはようございます。議会開会に先立ちまして、市民憲章を朗唱します。前文を読み上げますので、一（ひとつ）からご唱和下さい。

（朗唱終了 全員着席）

本日の出席議員は全員であります。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、執行部の出席を最小限としておりますので、ご了承願います。

それでは、ただいまから令和3年第3回飛騨市議会定例会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は会議規則第8条の規定により、1番小笠原議員、2番水上議員を指名いたします。

◆日程第2 会期の決定

◎議長（澤史朗）

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。本定例会の会期は、本日、9月6日から9月28日までの23日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日、9月6日から9月28日までの23日間と決定いたしました。

◆諸般の報告

◎議長（澤史朗）

この際 諸般の報告を行います。議長が これまでに受理した請願・陳情等は、お手元に配付の請願・陳情等整理簿のとおりであります。議長活動報告及び監査委員からの例月現金出納検査の結果についての報告につきましては、それぞれお手元に配付のとおりであります。それをもって報告に代えさせていただきます。

以上で 議長の報告を終わります

◎議長（澤史朗）

続きまして、市長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

都竹市長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。本日、令和3年第3回飛騨市議会定例会を招集させていただきましたところ、ご参集を賜りありがとうございます。9月28日までの23日間にわたりまして、数多くの重要な案件につきましてご審議を賜ります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。お手元に行政報告をお配りしておりますが、6月定例会以降の新型コロナウイルス感染症対策の現状と市政の取り組みにつきましてご報告を申し上げたいと思います。

はじめに新型コロナウイルス対策の現状についてご報告を申し上げます。感染力の強いデルタ株によりまして、全国的に新規感染者が爆発的に増加していることはご案内のとおりでございますが、岐阜県内においても直近一週間の新規感染者が1,614人。人口10万人当たりになると、81人を超える非常に高い水準で感染者が発生しております。自宅療養者が続出する危機的な状況となっております。飛騨市内におきましても、昨日、9月5日までの一週間に3人の新規感染者が発生しております。これは人口10万人に置き直しますと、国の基準でいうステージ2に当たります。直前の9月3日まではステージ4であったということを踏まえますと、予断を許さない状況にあると認識しております。また、飛騨地域においても多くの感染者が発生しておるところでございます。最近の感染例を見ますとお盆前後は帰省された方などから広がるケースがありましたが、最近は職場から家庭に持ち込まれ、10代以下のお子さんに感染する例も目立ってきております。ワクチン接種の効果で高齢者の感染は少なくなっていますが、その分、ワクチン接種の行き届いていない若年層に感染が広がっているのが特徴であり、年齢の低い重症者数も増えており、医療体制が逼迫しております。これに対応するため現在、岐阜県を含む21の都道府県に緊急事態宣言、12の県にまん延防止等重点措置が発出されておきまして、特に緊急事態宣言下にある本県におきましては、特別措置法



や政府の基本的対処方針に基づき、厳しい行動制限を伴う対策の徹底が要請されております。市におきましては、これを受けまして市民の皆様の大切な命と飛騨地域の医療を守るために、一部の営業系施設を除き、ほぼ全ての公共施設を休館にするとともに、市民の皆様に向けた市長メッセージを発出いたしまして、不要不急の県境をまたぐ往来や夜8時以降の外出の自粛、自宅を含めて大人数、長時間の飲食の自粛の徹底をお願いしているところでございます。また、市内でのクラスターの発生や感染拡大を水際で防止するため、市内6つの指定医療機関におけるPCR検査、まちなか簡易検査センターでの抗原定性検査を無料で受けられる体制を整え、利用を呼びかけているところでございます。本市におけるワクチン接種の状況でございますが、現在、12歳以上の接種希望者全員の予約受け付けを行っており、県の大規模接種や神岡商工会議所における職域接種を含め、おおむね希望者全員の予約が完了したものと見られます。今後は予約に従って接種が進み、1回目の接種は、おおむね9月19日に、2回目の接種は10月10日に終了すると見込んでおります。飛騨市のワクチン接種は県内2村、2つの村を除く40市町の中で最も早いペースであり、最終的な接種率につきましては、90%程度になるのではないかと考えております。

なお、これまでの間に接種が受けられなかった方や接種希望に変わられた方に対しては、バンク方式で予約を受け付け、ワクチンの確保ができた段階で接種を受けていただくようにする方針でございます。

次に、市内経済と生活の現状及びその対策について申し上げます。主力産業であります製造業につきましては、現時点において堅調に推移しているとの報告を受けておりますが、観光宿泊、土産、酒小売、交通事業者等につきましては、7月以降、一旦は持ち直す動きを見せていたものの、岐阜県が8月20日にまん延防止等重点措置の対象となって以降、消費者マインドが急速に冷え込んでいることに加え、今般の緊急事態宣言に伴う時短要請により、今後、ますます業況の悪化が懸念される状況となっております。しかし、休業等協力金が支給されることに加え、例えば観光土産等では、あらかじめ生産調整や在庫を減らすなどの対応をされていることや、市内大型工事関係者の宿泊需要が堅調に見られる宿泊施設があるなど、これまでの緊急事態とは異なる側面が見えており、また、緊急事態ではありながら予約が入っているなどの動きもあることから、必要な支援策を見定めるためのヒアリングに注力をしておるところでございます。また、一般の市民生活におきまして、収入減少による家計に支障をきたしている方への生活支援資金貸付けの需要は依然としてありますが、同じ方が再度、再々度の借入れを希望されるケースが増えており、新たな就職先の確保を含め、生活全体の支援を進めているところでございます。コロナ禍の影響は日々変化しており、適時、適切かつ迅速に対策を打つ必要があることから、対策がまとまった時点で議会にご報告、ご相談をさせていただいた上で予備費充用によって対策を講じていきたいと考えておりますのでよろしく願いをいたします。

さて、続きまして前議会以降の市政の取り組みにつきましてご報告を申し上げます。

最初に6月14日、月曜日、一般社団法人飛騨高山大学設立基金主催により開催されました「飛騨高山大学ボンディングシップキックオフミーティング」について報告をいたします。ボンディングシップとは従来型のインターンシップではなく、「地域との絆(Bond)」を取り入れ、発展させたオリジナルの教育メソッドであり、飛騨高山大学、仮称でございますが、の最大の目玉となるカリキュラムでございます。令和6年の開学に向けて、飛騨市を含む全国7カ所でボンディングシップを実践するプロジェクトが実証実験としてスタートすることとなり、今回、全国の会場をオンラインでつなぎ、それぞれの取り組みが発表されました。現在、飛騨出身の現役大学生1名が飛騨市ファンクラブの活性化をテーマとしたボンディングシップに取り組んでおり、その成果についても楽しみにしているところでございます。大学の開校時には、北海道や九州など全国11カ所におきまして、ボンディングシップを実践するサテライトキャンパスが設置される計画となっております、理論を学ぶだけではなく、実践を通じて地域課題を解決する人材の育成する大学の誕生を大いに期待しておるところでございます。

続きまして、7月12日、月曜日に東京で開催いたしました飛騨地をロケ地とする映画、仮称「弱虫日記」の発表会につきましてご報告を申し上げます。原作となる小説「弱虫日記」は田舎町で育つ小学校6年生の男の子たちが、様々な悩みを抱えながらも懸命に明日を夢見る姿がつづられ、監督は2020年東京国際映画祭において、「喜劇愛妻物語」で最優秀脚本賞を受賞するなど、日本映画界を牽引する一人である足立紳さんが務められます。飛騨市がロケ地に選ばれた理由としては、昭和のにおいを残した町並みがほぼ完全な状態で残っており、映画のイメージと町並みや生活感がマッチするという点が決め手とのことでございました。また、アニメ映画「君の名は」以降、ドラマや映画、CMなどのロケ誘致に積極的に取り組んできた成果として、大変喜ばしく、今後は撮影時のサポートに加え、ふるさと納税も活用しつつ、市民の皆様と一緒に映画制作の盛り上げを図っていきたいと考えているところでございます。

続きまして7月13日、火曜日に開催いたしました市道課釜崎～朝浦線開通式につきましてご報告を申し上げます。神岡小学校への通学路である現道は、1車線でバスのすれ違いが困難なことや、急勾配でカーブが多く見通しが悪いことから、神岡東、西小学校が統合されたときからの懸案事項となっておりますが、平成20年度の事業化以降、14年の歳月と9億円の事業費をかけて、この度、全長627メートルの新道が完成したものでございます。開通式では飛騨北部道路整備促進協議会の主催により、多くのご来賓や地元区の方々、三世代家族のご参加をいただき、テープカット、不動谷橋の渡り初めを行うなどして、無事、開通することができました。これにより、スクールバスが安定的に通行できるようになるとともに、指定避難所にも位置づけられている神岡小学校へのアクセス向上が期待されます。道路整備に携わった多くの関係者の方々のご協力に改めて感謝申し上げます。

次に7月17日、土曜日に開催いたしました「地方創生実践塾 in 岐阜県飛騨市」につきましてご報告を申し上げます。地方創生実践塾は、一般財団法人地域活性化センターが先進的な取り組みを行っている地域の自治体と共同で開催しているセミナーでございます。全国的に地域づくり、地域再生に関する具体的な事例を紹介し、学んだ参加者たちの各地での応用実績を促すことを目的に開催されており、「関係人口」をテーマに開催した昨年度に引き続き、今年度は「薬草活用した地域づくり」をテーマに市内での開催が実現いたしました。コロナ禍での開催となりましたが、全国から16名の方が参加され、地域おこし協力隊の岡本文さんが主任講師となり、これまでの取り組みの説明や、飛騨森のめぐみでのフィールドワークなどを行い、また、NPO法人、製薬会社の方からは、官民が連携した取り組みについてもご紹介いただいたところでございます。参加者からは「自分の住む町の地域づくりに活かしたい」などの、参加してよかったといったご意見をいただいたところでございます。

次に7月29日、木曜日に開催いたしました広葉樹のまちづくりセミナーでございます。市では平成27年度から広葉樹のまちづくりを推進しておるところでございますが、今年度より水文学を専門とされる岐阜大学応用生物科学部准教授の大西健夫先生のご協力を得て、広葉樹の森が生み出す豊かな水について、科学的に調査する取り組みを国の交付金を活用して進めておるところでございます。今回のセミナーは、その一環として開催したものでございまして、広葉樹の森から生まれた水が、なぜおいしいお米や鮎を育てるのかという点につきまして、様々な仮説や調査途上で判明しつつある事実を織り交ぜながら、私との対談というかたちで進めたところでございます。今後も、調査の途中経過や結果等につきまして、定期的に皆様にお伝えしていきたいと考えておるところでございます。

最後になりますが、児童生徒の活躍につきましてご報告を申し上げます。まずは、小学生の活躍でございます。飛騨市は全国の有志知事や市町村長、有識者からなる「77億人えがおプロジェクト」に参加しておるところでございますが、今般、東京オリンピックパラリンピックの開催に合わせ、市内の小学生150名が出場選手を応援する笑顔のイラストを描いてくれました。代表して宮川小5年中谷佳暖さんら6名の児童が、自分の笑顔を生き生きと描いた作品をもって報告に訪れてくれました。どの絵もすてきな笑顔で、見る人が元気の出るような作品でございました。これらのイラストは、その後、東京のプロジェクト実行委員会に送付いたしまして、その一部が東京2020パートナーハウスに展示されたところでございます。

次に中学生の活躍でございます。第43回少年の主張岐阜県大会が8月2日に下呂市で開催され、県下166校1万3,192人から選ばれた17名のうち、飛騨市を代表して出場された神岡中学校3年、鍛冶祐奈さんがトップバッターとして発表され、自身自身のボランティア経験での気づきから人を思いやることの重要性を豊かな表現を用いて発表されたところでございます。私は前半、9名の発表を聞いてきたわけですが、そ

れぞれ内容が大変すばらしく、唸らせられる内容でございました。その中で、鍛冶さんの発表は本当に見事でございました。

次に7月25日、日曜日に開催されました中体連県大会陸上競技の部において、古川中学校3年の坂本詩乃さんが、女子3年100メートルで3位、古川中学校3年の岩垣風斗さんが、男子200メートルで6位に入賞されました。さらに柔道競技におきましては、神岡中学校2年の水口侑星さんが、男子90キロ級で3位となられました。いずれの皆さんも8月7日、土曜日から開催されました東海大会に出場し、持てる力を精いっぱい発揮されたところでございます。文化系の活動では、8月6日、金曜日、9日、月曜日に、羽島市文化センターで開催された岐阜県吹奏楽部コンクール中学生の部におきまして、古川中学校A編成の部、神岡中学校B編成の部の吹奏楽部がいずれも金賞を受賞し、さらに、その中でも上位3校のみが出場できる東海大会に、両校がそろって選出されるという快挙を成し遂げたところでございます。

最後は高校生の活躍でございます。8月30日に兵庫県明石市で行われた全国高校軟式野球選手権大会決勝に古川町出身の内野慎太郎投手、光一捕手の双子のバッテリーが、岐阜県代表中京高校の選手として出場され、惜しくも優勝は逃しましたが準優勝という見事な成績を収められたところでございます。

こうした子供たちの活躍を聞きますと、長引くコロナ禍にあって、負けずに頑張れと背中を押されたような気持ちになるわけでございます。日々の努力をたたえるとともに、これからも様々な分野での活躍を大いに期待し、私からの行政報告とさせていただきます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、市長の発言を終わります。

#### ◆提案理由・総括説明

◎議長（澤史朗）

それでは、ここで市長より今定例会における議案の提案理由、総括説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

それでは、今議会に提案いたしております案件につきましてご説明を申し上げます。今回は報告案件が2件、条例の改廃が4件、辺地にかかる総合整備計画の変更が1件、過疎地域持続的発展計画の策定が1件、字区域の変更が3件、補正予算が6件、令和2年度の決算の認定が14件の合計31案件でございます。報告案件ですが損害賠償の額の決定、株式会社飛騨ゆいの経営状況報告の合計2件でございます。字区域の変更につきましては、いずれも地籍調査に伴う変更で、河合町内2地域、神岡町内1地域の合計3件です。

なお、補正予算、条例改正等につきましては後ほど説明させていただきますのでよろしくお願いたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、市長の説明を終わります。

◆日程第3 報告第6号 損害賠償の額の決定について

◎議長（澤史朗）

日程第3、報告第6号、損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

説明を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

おはようございます。それでは報告第6号について説明させていただきます。損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条、第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

1件目ですが、発生日時、場所は、令和3年6月7日、午後3時15分ごろ飛騨市宮川町野首地内、飛騨市宮川町保健センター付近です。事故の概要は宮川振興事務所職員が飛騨市宮川町保健センター敷地内の草刈り作業を行っていたところ、草刈り機による飛び石が、隣接する建設会社駐車場に駐車してあった同社社員の所有する車両に当たり同車両のリアガラスを破損させたものです。相手の方は飛騨市の方、相手方損害額は9万3,654円。市の過失割合は100%。財源は全て保険金です。専決年月日は令和3年7月6日専決第12号です。

2件目ですが、発生日時、場所は、令和3年5月20日、午後4時ごろ飛騨市古川町若宮2丁目、飛騨市若宮駐車場付近です。事故の概要は市民福祉部職員が古川町内での業務を終え、飛騨市古川町総合保健福祉センターへ帰庁するため、公用車で県道鼠餅古川線から市道古川駅裏線へ右折したところ、目測を誤り、県道へ出ようと停車していた車両に接触し、相手方車両運転席側前方バンパー付近を損傷させたものです。相手の方は高山市の方、相手方損害額は19万6,327円。市の過失割合は100%。財源は全て保険金です。専決年月日は令和3年7月28日、専決第13号です。

3件目ですが、発生日時場所は、令和3年5月20日、日午後4時50分ごろ、飛騨市古川町平岩地内です。事故の概要は、運行委託先事業者職員が運転するスクールバスが、古川中学校生徒送迎のため、古川町平岩地内、市道平岩9号線を畦畑方面へ向けて走行していたところ、相手方車両が住宅敷地から周囲の確認を十分に行わず、急に市道へ出てきたため、スクールバスのブレーキが間に合わず、相手方車両に接触し、相手方車両運転席側前方バンパー付近を損傷させたものです。相手の方は飛騨市の方、相手方損害額は14万9,050円。市の過失割合は20%。損害賠償額は2万9,810円

で、財源は全て保険金です。専決年月日は令和3年7月28日、専決第14号です。バスには古川中学校生徒6名が乗っていましたが、ケガはございませんでした。

なお、公務中の交通事故に伴う賠償事案について、これまでもご質問をいただいていることもありますので、近年の本市の状況を説明いたします。平成30年から令和2年までの過去3年間において損害賠償の額の決定に関して、議会の議決を得た、あるいは報告した案件に関し、公務中に発生した交通事故件数としては、全10件ありました。うち、市側の過失割合が高い事故が8件、その中でスクールバス運行委託先の事故が1件ありますので、市職員の過失による交通事故案件としては7件となっております。これらの交通事故発生状況等について見ると、その全てが慣れや過信からくる確認不足、目測誤りといった不注意を原因とするものとなっております。また、比較的高年齢層である46歳以上の職員による事故が57%を占め、昼食時間後である午前0時50分から午後1時55分までの時間帯に発生した事故が57%を占める状況となっております。なお、性別や所属による偏りは見られません。

次に、これについて県内、他市と比較を行いました。今回、県内21市に調査協力をお願いし、17市より回答いただいた結果によれば、過去3年の平均事故件数では、多いところで1年当たり5.67件。少ないところでは1.33件となっており、1市のみ0件というところがありました。これに対し、本市は3.33件で、順位にすると、上位から8位と中間に位置しています。また、職員数が本市と同等規模の市がほかに2市ありますが、本市と同じ3.33件という件数で3市とも同順位という結果となりました。

以上から、当市の事故発生件数としては多いとも少ないとも言えない。通常起こりうる範囲内の件数であるととらえております。ただし、幸いこれまで人命に関わるような大事故は起きていないものの、いつ何どきそういった大惨事につながり得ないとも言えませんので、市としてはリスクを軽減するための対策を講じていく必要があると考えております。服務的な面からの対応としましては、もはや一般的となったウェブ会議の活用など、そもそもの出張機会を減らすとともに、出張する場合であっても、公共交通機関を活用するといった取り組みが必要です。また、人間は年齢とともに判断能力や反射神経が衰えることもありますので、公用車を運転する際は、複数名であれば極力、若年層職員が運転し、他の職員は安全確認を補佐するようにし、単独で運転する際にあつては昼食時間後の眠気が生じる時間帯の運転を極力控える。運転の必要がある場合は前日に十分な休息をとるといった基本的な対応意識が必要です。これらについて、いま一度職員へ徹底指導を行います。

次に、設備的な面からは職員が使用する公用車への対策が必要となります。先の議会における補正予算でも計上しましたが、既存車両にバックモニターを設置していくことはもとより、車両更新の際は障害物感知センサー、車線はみ出しアラート、追突回避ブレーキ機能等の安全技能が装備された車両への更新を図っていくこととします。市とし

ては、交通事故は起こりうるということを念頭に、以上のような基本対策と発展的対策を図りながら、どれだけでも交通事故発生を最小限にとどめるよう取り組んでまいります。以上で説明を終わらせていただきます。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

◎議長（澤史朗）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑がありませんか。

○10番（野村勝憲）

私はですね、6月議会でも交通事故の件につきましては、やっぱり疑問があるということで、おかしい不注意だと。もっと危機感を持って職員はですね、対応してもらいたいということ言ったはずですが。それにも関わらずですね。今、他市と比較されましたけども、要するに都市部として比べれば、交通量が少ないエリアなんですよ。こちらはね。そういうことも勘案すると、3.3というのは非常に高い。特にですね、私が議員になって10年目ですけど、前の井上市長の4年間はですね、ほとんどあってもね、4年間で私の記憶では2件か3件だったと思いますけども、非常に高くなっているということで、本当にですね、私、6月にも言ったと思いますけども、やはり、職員全員がですね、もっと危機感を持って、保険で済むからという安易な言葉じゃなくって、もっともってですね、トップから下までですね、しっかりとした組織運営をしてもらいたいと思いますが市長そのへんいかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

ずっと申し上げているんですが、注意だけで改善していけばいいんですけども、やはり、事故は起こりうるものだという前提に立って、実際にどういう状況で、どう起きているのか分析して、それで対策を考えようというのが今、部長から申し上げたお話です。今、申し上げたとおり、幾つかのポイントがわかってきておりますので、そこに対してきちんと対応していくということが大事じゃないか。気合だけでいけるということではないものですから、やはり、そこらへんはしっかりですね、分析をして、その対応をしていくということが肝心というふうに思います。

○10番（野村勝憲）

最後のページのですね、平岩の問題については、相手方の不注意ということですけども、最初の宮川、あるいはですね、若宮での駐車場で事故ですけど、これなんかは本当に周囲に気配りが欠けているということから起きていると思いますが、そのへんはどうでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

ですので、今、申し上げたように、その中身がですね、どういう注意力の散漫であったのかということ进行分析すると、大体の傾向が見えてきておりますので、そこに対して対応していくということでございます。

○12番（高原邦子）

泉原部長の分析等々で、交通事故のことに關しては、いろいろ反省の上に立っておられるということがわかりましたので、私は宮川で起きました草刈りのときのことをお伺いしたいと思うんですね。これは本当にリアの窓をですね、壊された被害者の方には申し訳ないんですけど、物損で済んでよかったなと思っております。職員も本当に、あの宮川もどこもそうなんですけど人手不足の中、草刈りという業務をされたんですが、そのときの格好というか、服装ですね。ちゃんとフェースガードとかいろいろされていたのか、そして、また草刈りだからといって、やっぱり周りを見て、車とか停まっていたら、ガードをしたりいろいろしなきゃいけないんですが、そういうところまで気を回してやっていたのか。今ですね、草刈りなんていうと誰でもできそうな気がしますけど、やっぱりこういった機械を使ってやったりする草刈りは講習会を受けたりとか、資格が要るとか、そんなことも聞いています。その点、この宮川での事故といいますか、これはどのような状況であったのか、説明していただけたらと思います

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□宮川振興事務所長（田ノ下嘉明）

はい、お答えいたします。宮川振興事務所では、水道施設、関連施設、これ水道水源地ですとか、管理等も含みます。それに入居者のいない市営住宅ですとか教員住宅、様々な施設の草刈りを行います。大体6月が最初の草刈りでございます。これでご質問のように、うちの職員は大体こういう草刈りには手慣れた職員ばかりで、安全装備等もしっかりしてやっております。ただ、この事例におきましては、たしかにご指摘のように、もし1人が防護ネットをし、防護ネットを持って、もう1人が刈り払い機を使うというような体制で作業をしていけば防げたものだと思っております。したがって、今後はこういった場合には、そこに車が駐車してない時間帯に作業を行うですとか、今言った手法で安全対策をきっちりとして、今後は対処したいと思っております。

○12番（高原邦子）

そうしていただきたいですけれど、これね、通りを歩いている人にも、よくね、飛んでくるんですね、歩いていると。危ないなと私自身も思ったことが何度かあります。やっぱり音が聞こえないもので、音で周りの様子わからないことがありますけど、ぜひ、道路とかそういったところ、人が人に当たって、人の目に当たったりなんかしたら本当に大変なことになりますんで、そういったこともですね、あわせて、これから、本当に宮川大変だと思っておりますが、考えていってもらいたいんですが、人への配慮というのは



どのように考えていますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□宮川振興事務所長（田ノ下嘉明）

ご指摘のとおりでございまして、周辺に十分に目を配りながら、人が通過する際には作業中止するなど、安全対策をこれからとっていきたいと思っております。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はございませんか。

○11番（籠山恵美子）

これまでね、職員の方も一生懸命仕事した上でこういう事故になってしまっ、損害賠償の事件になるわけですけども、例えば、私たち民間人にすると、自分の車だったら本当にぶついたりしたら大変なお金がかかるので必死で安全運転しますよね。そういう中での公用車を使ってのこの3件、全体的な問題ですけども、そういうときになった場合の、今回、私の近年の記憶でいうと、3件目のですね、飛騨市の過失割合が20%というのは初めてで、これは全部、飛騨市が100%の過失割合でした。内容を聞きますと、この事故の概要が事実ならば、そういうことだろうなと思いますけれども、民間人にとってみると、お互いの保険屋さんが交渉して、0%、100%になるなんてことはほとんどないんですよ。けども、今までは、やっぱり大体、市の過失割合が100%で推移してきたということがあるので、この物差しは一体どこにあるんだろうなというのはちょっと疑問です。例えば、保険で対応して、飛騨市の一般財源は0%ですと言いつつ、でも、その保険をかけているのは市民の税金でかけているわけですよね。そういうことでいいますと、何て言うんですかね、こういう行政の保険のやり方というのはどうなのか、私たち市民とっていたらよくわからないんですけども、そういう、何て言うんですかね、物差しというのはあるんですか。例えば、何て言うんですかね、よっぽどのことがなければ、飛騨市は相手に損害賠償をしません。大体、市が、職員が公用車を使ってやったならば100%市が持ちますみたいな、そういう何て言うんですかね、お手盛りの保険なんですか。そういうきちんとした内規があれば、その内規を示していただいて、こういうことだからしょうがないか。勤務中の職員の方が勤務中に一生懸命働いて、これだけやって事故を起こしたんだったら100%でもしょうがないかと思えますよ。だけど、それが、どうもそういうことがね、市民の方にとってみるとね、なかなか納得いかないと思えますよ。民間は高い保険料を払って、事故が起きても、なかなかそんなに簡単に自分が被害者でも0%で相手が100%なんてことはないわけですから。その辺りの内規というものは保険の何か定款にあるんですか。あるんなら、一度そういうのをね、ちょっと議会に示してもらいたいなと思えます。どうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

過失割合につきましては、民間の保険等も一緒だしようと思っているんですけども、その市の入っている保険のほうと、民間の保険会社等でその過失割合を決められるとふうを考えておりました、市のほうで100%にするとか、10%にするとかというようなことは、今までも行っておりませんし、保険会社のほうで決めていただいております。今までの100%と0%というのは、やはり、停まっている車両にバックしてぶつかったとか、今回もそうですけれども、右折で完全に停止している車両に目測を誤って、こちらからぶつかっていったというような事故でございまして、100%と0%というような過失割合が保険会社同士で決められたということだと思っております。そのへんの考え方というのにつきましては、約款等はちょっと詳しく見たことありませんが、もしあるようでしたらちょっと1回調べてみたいと思いますが、籠山議員がおっしゃいます100%と0%というのは、そういう格好で、これまでも、今回は20%というのもございましたが、先ほど報告した中でも過失割合10%というようなやつもございまして。やっぱりその事故によってどういう状況かっていうことで決められるものだというふうを考えております。

○11番（籠山恵美子）

だとするならば、これまで幾多あったこの損害賠償の事件の報告の中で、市が過失割合が100%というのは、それはやっぱり、なかなかね許容しがたいところありますよね。つまり、きちんとそういう保険屋さんがやりとりをして、市の過失割合が100%ということは、やっぱり市の不注意なり、職員の不注意なり、あるいは過失なりということで100%になったという判断ですもんね、判定ですもんね。そうなりますと、そこはやっぱり申し訳ないですけど、私たち市民は自分の車を一生懸命、保険にそういう事故にならないように、丁寧に運転しているものですから、そういうことでいうと、公用車だからといって、安易にぶつかったり、あるいは不注意だったりして、それも市で保険が払われるというようなことになってしまうと、やはり、それはその保険だって市民の税金で保険を入れているわけですから、その辺りの社員教育ですよね。そういうものはきちんとやっていただきたいなと思っておりますけれどもいかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

事故防止とともに、おっしゃるとおり、掛け金は税金のほうでかけさせていただいているということでございますので、そのへんも、やっぱり肝に銘じて運転していただくように、指導教育していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

◎議長（澤史朗）

質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

質疑なしと認めます。これで質疑を終結し、報告第6号を終わります。

◆日程第4 報告第7号 株式会社飛騨ゆいの経営状況報告についてを議題といたします。

◎議長（澤史朗）

日程第4、報告第7号株式会社飛騨ゆいの経営状況報告についてを議題といたします。

説明を求めます。

〔商工観光課部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光課部長（畑上あづさ）

それでは、報告第7号につきましてご説明いたします。地方自治法第243条の3、第2項の規定により、株式会社飛騨ゆいの、第6期、令和2年度事業報告及び決算に関する書類、並びに第7期、令和3年度事業計画及び予算に関する書類を別紙のとおり報告いたします。

資料の3ページ目をお願いいたします。昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、各施設とも大きな打撃を受けております。各施設を利用した顧客は4万3,177人減少した9万733人でした。かわいスキー場が年末年始の営業ができたことで、1月から3月の入り込み客は増加しましたが、宿泊施設のホテル季古里、YuMeハウス、やまびこ館、まんが王国、入浴施設3館の利用者数は大きく減少しています。このため、売上げの増加したものは、アスク山王、やまさち工房とふるさと納税のみでホテル季古里ふれあい広場、やまびこ館、YuMeハウス、すば〜ふる、ゆうわ〜くはうすは減少しております。経費面では人件費、支払い手数料、水道光熱費で、コロナ禍で休業したことや売上げが減少したことにより計画比、前年比とも下回っております。続きまして3ページ下段からの各施設別の状況ですが、主な施設を報告いたします。ホテル季古里は売上げが計画比、2,328万6,000円の減。前年比7,216万3,000円の減と大幅に減少しております。経費面では休業したことにより、人件費、水道光熱費も減少しましたが、経常利益は売上げの減少により前年より670万9,000円下回っております。4ページに入りまして、すば〜ふるの売上げはコロナ禍で休業や食堂の夜営業の休止、火曜日休館を実施したことにより、前年対比で入浴部門が837万9,000円の減。食堂部門が400万3,000円の減。入館者数も2万645人減少しております。これに伴い水道光熱費は前年より下回り、経常利益は281万7,000円計画より下回りましたが、前年よりは147万2,000円増となっております。ふれあい広場は肥料、芝の種子、農薬等の資材購入を控えて大きく抑えることができましたが、コロナによる大会のキャンセルが影響し、売上げが計画及び前年を大きく下回り、経常利益も前年を下回っておりま

す。Y u M e ハウスはこちらも休業や宴会のキャンセルにより、売上げが計画比504万2,000円の減。前年比1,408万7,000円の減でした。ゆうわ〜くはうすは利用者が前年より6,720人減少した1万8,178人で、売上げも前年を674万6,000円下回る1,153万6,000円となりました。仕入れ原価率も46.8%で、前年よりさらに悪化いたしました。これはバイキングの実施とメニューが多いことにより、在庫が多くなってきていることに起因しており、今年度は大幅に見直しを図っております。休業等により人件費、光熱水費は減少していますが、経費削減は課題として継続しております。5ページのアスク山王は利用者が114人増加し、売上げも42万円増化しています。かわいスキー場は降雪により12月19日から営業ができました。市の補助により市内小中学生を無料としましたが、経常利益は計画より470万円、前年より214万8,000円上回りました。ロジキューピットも売上げは計画比、前年比ともに上回り、経費は計画より減少でき、経常利益が出ております。おんり〜湯は、売上げが計画比856万5,000円、前年比1,959万2,000円の減となっております。利用者が8,578人と、前年比、6,067人減少したことが要因です。仕入れ原価率は27.3%となっております。最下段のやまさち工房はイベントが全て中止となり、小売り部門では前年比1,085万7,000円減少しましたが、雪中酒事業が好調で、売上げが1,169万7,000円あったものの配送配達費の増加により経費が236万8,000円、前年より上回っております。最後の本部で見えておりますトラベル事業部は不況でしたが、ネット販売が前年より459万6,000円。ふるさと納税が536万5,000円増加しております。7ページの各施設別利用者の状況ですが、冒頭申し上げました減少のうちわけです。先ほどご説明しておりますが、スキー場、アスク山王を除き、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少しております。

8ページからは施設別の売上高、当期売上げ原価、売上げ総利益、販売管理費、営業利益等と経常利益の前年度との比較になります。8ページからが計画対比、15ページから前年対比となっております。経常利益が計画より増額となっているのは黒内屋内運動場、アスク山王など、20事業中5事業、前年実績より増額となっているのは、すば〜ふる、黒内屋内運動場、ゆうわ〜くはうすなど、8事業となっております。

23ページからは第6期の決算報告となっております。23ページ、24ページが期末の貸借対照表です。はじめに23ページの資産の部、流動資産の計が1億385万4,000円、中ほど、固定資産の計が7,371万6,000円、下から3行目の繰延資産83万3,000円合計が1億7,840万5,000円です。24ページの負債の部は流動負債のみで、1,731万2,000円。純資産の部、資本金からその他利益剰余金で純資産合計は1億6,109万2,000円。よって、負債及び純資産合計が1億7,840万5,000円で資産合計と一致するものです。

次に25ページの損益計算書の右側、第6期の欄をお願いいたします。売上高は2億5,791万9,000円です。4行目、売上げ原価は、7,989万6,000円です。ま

た、販売費及び一般管理費は、3億5,179万1,000円です。中段ほどの営業損失は1億7,376万8,000円です。その下、営業外収益として指定管理料1億906万4,000円のほか、コロナによる雇用調整助成金等の補助金収入が4,859万円。そのほか雑収入などを加え1億5,996万4,000円ありますので、営業外費用の8,000円を引いた営業損失は1,381万2,000円となっております。これに特別損失70万8,000円を減じた税引き前、当期純損失は1,452万1,000円で、法人税等を差し引いた最下段の当期純損失は1,507万3,000円となりました。

なお、特別損失の固定資産除却損は、やんちゃ屋台村に出店しておりました、やんちゃ雪姫の内装、権利を除却したものです。26ページをお願いいたします。販売費及び一般管理費の内訳でございます。第6期末の職員数等は役員4名、監査役2名、正社員、嘱託28名、パート社員70名が在籍しており1行目の従業員給与から中ほどの役員報酬、出向費、雑給与、厚生費、法定福利費の人件費の合計は1億9,981万8,000円となり、売上高に対して39%となっております。

なお、第5期は夏の売上高好調を確認し、夏ボーナスを支給しましたが、第6期は支給しておりません。科目のうち大きなものについて申し上げますと、広告宣伝費は1,008万円と前期よりも205万6,000円増えておりますが、これは各施設のパンフレットを新たに作成したことによるものです。発送、配達費389万6,000円はネットショップ、ふるさと納税が好調だったことによるもの、車両費891万7,000円は市所有バスを含めて23台分、支払い手数料659万7,000円は予約サイト手数料やクレジット決済手数料のものです。備品消耗品費、1,741万7,000円は厨房用品、グラウンドの整備にかかる肥料や資材のものです。管理諸費、2,075万円は電気機械、衛生設備、消防設備、空調設備などの保守点検費用です。27ページをお願いいたします。製造原価明細書につきましては全てやまさち工房での商品製造にかかるものです。28、29ページは純資産の変動を示した株主資本等変動計算書。31ページはキャッシュフロー計算書となっております。32ページは5月28日に実施されました監査報告書です。

次に第7期令和3年度事業計画について報告いたします。34ページからとなります。今年度からの3カ年は、過去の体験値を捨て、大鉦を振るう覚悟の大胆な経営改善に臨むことが必要されるとして、今後の経営戦略を立てるため単年度事業計画とあわせ中期事業計画を策定することとし、単年度で黒字化が無理でも中期的に具体的な数値を設けて黒字化を目指すこと、収益性の見込めない施設についての経営判断の検討することを目標とされております。それに伴い、組織も地域別事業部制から業種別事業部制の見直しを行い、より効率的な事業運営を目指しておられます。事業部ごとの具体的な取り組み目標が34ページ下段からになります。まず、アウトドアスポーツ事業部では、各施設をウィズコロナ期からアフターコロナ期の攻めのコンテンツだととらえ、インターネットを使った販売戦略の強化を図ります。飛騨かわいスキー場は市民ファミリースキー場

と明確に定め、若手スタッフの起用による業務維新の実施、ナチュラルみやかわはキャンプサイトを設営するとともにバリアフリー需要を喚起し集客に努めます。35ページをお願いいたします。アコモデーション事業部では飛騨ゆいの施設の中で一番大きい売上げを占めるホテル季古里について、今年度は人件費を約40%削減し、さらなる経費節減を図るため、火、水、木曜日を定休日として設定します。Y u M e ハウス、やまびこ館は、宴会需要が見込めない中、スポーツ合宿での利用や比較的安価に滞在できる宿として若者やサラリーマン対象のPRに努めます。ページ下段の入浴施設事業部です。すば〜ふるでは効率的な経営を図るため、調理部門を隣接する季古里と連携し、テイクアウト方式に切り替え、次のページ上段のゆうわ〜くはうすでは食堂パートのシフトを効率的に進め、人件費を40%削減します。やまさち工房ではコロナ禍で小売り部門の売上げが減少している中、ネット販売や雪中酒事業に力をいれていきます。本部ではネットショップの品ぞろえの拡充を行い、ふるさと納税者、飛騨市ファンクラブ会員への営業を進めます。

最終の37ページ、第7期収支予算計画では、売上高を3億2,542万7,000円とし、対前年実績比6,750万7,000円の増と計画しています。売上げ原価は引き続き削減を図ること。並びに販売管理費は全体の経費見直しを図る中で、前年実績より1,021万円抑え、最終的には最下段の税引き前当期損失を519万4,000円に抑えたいとのことです。

なお、既に9月を迎えておりますので、第1四半期の状況を申し上げますと4月から6月はまん延防止措置の影響より全体的に不調でした。宿泊、飲食については、コロナの感染状況に大きく左右される中、稼げるビジネスモデルに転換する必要が出てきています。アウトドア部門についてはコロナ禍で休業していた前年同期に比べて、事業状況は改善しており、若手スタッフを配属することにより積極的に売上げ増加に取り組んでおります。その中で特に宿泊施設の赤字が大きく、国内誘客拡大に向けて新しいプランの造成やサービス向上に取り組んでおりますが、宴会需要の回復が難しいこと、施設の老朽化も踏まえ今後の管理運営について問題提起をされたい意向を伺っております。実際に第7期の計画どおりにいっても繰越し利益剰余金が4,400万円余りの損失となります。累積損失が膨らむことは施設の経営状況を踏まえ、施設の管理をお願いする市としては指定管理料の増額を検討することにつながりますし、また、株主としては市に指定管理を取りやめることを求める選択を迫らざるを得ないこととなります。いずれにいたしましても、このような状況の中で第三セクターの株主としたしましては、指定管理を受けるあり方をしっかりと考えていかなければなりません。飛騨ゆいが指定管理を受けられないということになれば、それは市の施設として運営することが難しくなるということを意味しておりその見極めも含め、十分に議論、検討をすすめていきたいと考えております。以上で株式会社飛騨ゆいの経営状況の報告を終わらせていただきます。

〔商工観光課部長 畑上あづさ 着席〕

◎議長（澤史朗）

報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（水上雅廣）

何点かお聞きしたいんですけど、まず相対的に、今ほど、最後に部長から飛騨ゆいに対する取り組みの状況、指定管理に関するお考えを、今、ご発言がありましたけども、もう一度、飛騨ゆいそのものが、今の決算を受けて、飛騨ゆいという会社そのものに対する市の評価というのはどのようにお考えなのか、改めてお聞かせいただきたいと思えます。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光課部長（畑上あづさ）

第6期につきましては、申し上げたように、コロナ禍で顧客の数が大変減っている中で、それなりの努力はしていただいていると認識しておりますが、その中でも、まだ、改善ができる部門。そういったものはありまして、そこについては、今期、積極的に取り組んでもらいたいと思っておりますが、そのコロナの問題だけではなく、これまで経常的に赤字になっている施設や経営努力をもってしても、それが改善しない施設が身請けられておりますので、それらについては、今、おおいに経営の仕方も含め、しっかりと検討する時期に来ていると考えております。

○2番（水上雅廣）

評価については、これ以上はお聞きしませんが、具体的なところの答弁がないので少しがっかりしましたけども、抜本改革という意味で、飛騨ゆいに統合してからも数年経ちますし、今ほど言われたことも当然、当初からいろいろと会社としても考えられておることだと思っております。それから、会社としても当然に施設の管理運営についてはいろんな面で考えておられると認識しておるんですけど、そういった中でも伸びるものは伸ばしていただきたい。例えば、先ほどの報告にもありましたけど、このコロナ禍で、ウィズコロナも含めてですよ、伸びそうかなという野外の施設みたいなもので、ナチュラルとかなかんじょとかアスク山王とか、私は伸びるのかなといういろんな期待をしないでもない。そうしたことを含めて、先ほど言われた指定管理の在り方についても含めてしっかりと会社と、どういう在り方が本当にいいのか、会社として生きていける、従業員がしっかりと働いていける環境をどうやってつくっていくのかということも含めて、どのように部として、しっかりとゆいという会社の管理に携わっていくのか、そのへんの覚悟をお聞かせいただければと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光課部長（畑上あづさ）

担当部署としましては、これまでも四半期ごとに経営状況の報告をいただきながら、

その3カ月ごとの状況をつぶさに聞かせていただいて、その中で具体的にどういう対応をとっておられることに対しても、担当者の方とよく議論をして進めてきております。それらを継続するとともに市としてもいろんなアドバイスをしながら、さらに細やかに連携を図っていきたいと思っています。

△市長（都竹淳也）

商工観光部以外のものもありますから、概括的に申し上げたいと思いますが、経営陣が若返ってきておりまして、かなり厳しく経営を管理してもらっています。四半期ごとに報告もありますので、私も報告を受けているんですが、やはり伸びるものと伸びないものたしかにあって、例えば、グラウンドでありますとかアウトドア系は伸びしろがあるんだろうと我々も見ているんですが、施設が老朽化しているもので、例えば入浴施設、温浴施設系のものというのは、利用者が高齢者でありつつもさらに落ちていることを考えると、かなり難しいのではないかということも現実にあります。それから、中にいくつか具体的に、経営上、指定管理から降りるということに結果なるんですが、そういったことも考えざるを得ないという話も、意向として問題の提起も受けています。飛騨ゆいという会社は非常に特殊な会社で、市の指定管理をする会社でありながら、市が大株主であるという、違う立場を両方に持ったところなものですから、先ほど部長の説明にもありましたように、株主としての市は、手放してもらった方がいいと、これで出資金に欠損を起こすようでは具合が悪いのでさっさと手放してくださいということに、こういうことにならざるを得ないですね。経営努力もこれまでの状況を見ていると、やはり限界だと思われるものの中にはあります。ただ、逆に市の指定管理を出している立場からすると、どこかに受けてもらわないといけないということか、あるいは、もうそもそも施設を廃止するというのか、そのあたりを判断しなければいけないということを迫られる、大変な決断を迫られるということも他方ではあるわけでありまして、飛騨ゆいの問題というのは、その両方をはらんでいるということです。なので、現場の経営の感覚として我々は現場経営に直接携わっているわけではありませんし、従来、ともすると市が指導するんだという言い方するんですけど、そんな能力がないから民間に任せているわけですから、民間の経営者としてこれはダメだという話であれば、それは受けて考えざるを得ないということですし、じゃあ指定管理料を増やして対応できるのかというと、それは私はやるべきではないと思っておりまして、そのあたりが今後、これも先ほど申し上げたように経営陣が若返ってきて、かなりドライな見方をする中で突きつけられる問題というのに対してはしっかりと正面から応えていかななくてはいけないと言いますか、考えていかななくてはいけない時期に来たのかなということを思っています。遅かれ早かれ来るんだったんですが、コロナの影響が出ることによって相当前倒しされているという認識を思っておりますので、これから先については少しドライな見方も含めながら存廃について考えていかなければいけないのかなと思っております。



◎議長（澤史朗）

ほかに質疑ありませんか。

○9番（前川文博）

4ページにありますふれあい広場のことでお伺いいたします。経費の削減ということで、グラウンドの肥料とか芝の種子、農薬の資材の購入を控えたとあるんですが、コロナで収入が減って控えるのはいいんですが、これというのはグラウンドの維持管理でこれを控えることによって、この先のグラウンドコンディション、きちんと維持できていくということは大丈夫なんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます

□商工観光課部長（畑上あづさ）

こちらのふれあい広場の経費削減につきましては、あくまで今後のグラウンド管理はきちんと行った上での経費削減でありますので、今期の利用についても、利用者の方からとてもいい芝の状態であると喜ばれている声も聞いておりますし、経費削減が今年の芝の管理に影響はしておらないと思っております。

○9番（前川文博）

わかりました。今年、影響していないということであれば、今後、この減らした金額でやっていけるということになりますよね。そうですね。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます

□商工観光課部長（畑上あづさ）

昨年はコロナで大会がキャンセルになるなど、利用数の減もありましたので、それに伴って減っている分もありますので、この金額どおりとうわけではなく、今年度は今年度としての額が必要となってまいります。

○9番（前川文博）

もう1点お伺いします。35、36ページのへんですが、令和3年度、人件費40%削減と火曜日、水曜日、木曜日の定休日の設定とかですね、パートのシフト効率的に進めて約40%削減とあるんですけど、その下の総括で代表取締役の役員報酬10%、取締役の方を5%削減と書いてあるんですが、令和元年、2年の比較の表とか、2年、3年の比較の表を見ると、役員報酬の方が毎年140何万増えているんですが、このへんは削減されているのか、増えている理由、教えていただきたいです。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光課部長（畑上あづさ）

その詳細については、今手持ちに資料がございませんので、確認して答弁をさせていただきます。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありませんか。

○11番（籠山恵美子）

まず、この第6期の経営状況の報告については、この時期、要するに昨年の2月からですね、県独自の非常事態宣言を出されて、今は緊急事態宣言ですけど、それで休校になったり、そこからコロナ避難が始まったわけですけども、その間の1年間の決算ですから、なるほど、いろんな意味でマイナスになっているのはわかるなと思います。ただ、それでもこれは6期で終わるわけではなく、7期にもたぶん続いていきますよね、コロナの収束はなかなか見通しが立ちませんので。そういう中で、この報告書を見ただけでも、この株式会社ゆいがこのいくつかの施設を統括する、民間で言うとホールディングスみたいなかたちになるわけだから、最終的にはゆいがこのそれぞれの施設の経営をどう責任を持って維持するんだということにいくんだと思うんですよ。いつまでも飛騨市が責任を持たなければならないということではないと思うんです。指定管理者制度というものはそういうものじゃないですか。建物は市の建物だけでも、民間でやってもらいましょうと始まる制度ですから。そういうこと言うと、建物は市の建物ですから、こうやってきちんと報告してくださいよということになるんですけども、この非常事態、大変なときでも、例えばですけど、私、前から言っているけど改善されないんですけど、例えば、ゆうわ〜くはうすの仕入れ原価率は相変わらず高いんですよね。例えば、ホテル季古里というのは、これまでの経緯を見ると、サッカーのFC岐阜の方たちの合宿とか、香港、台湾かな、あちらのアジアの方々の団体客をとっていて、それがメインになって維持できていたホテルなんですけど、コロナで全然だめでしょ。施設によっては事情が違ふと思うんですよね。そういう中で、もうちょっと努力できるところ、どうにもならないところ、いろいろあると思うんですけど、そういうものが結局、それをきちんと整理して考えていくのが、そのために本部のゆいというがあるはずなんですよね。そういう姿が、あまりこの決算報告書を見ても見えないんですよ。これをまた第7期を続けるにしても、また困ったら補助金、コロナの対策の補助金をもらいましょう、指定管理料でやりましょうということでの姿勢と、今、民間の個人の経営のお店が大変じゃないですか、私も相談がありましたよ、とにかく指定管理は固定資産税を払わなくていいなど、固定資産税、土地代まで払って家族経営でやって大変なお店がいっぱいあるんですよね。そういう方々と比べると、飛騨市全体の税金で賄ってやる指定管理者制度というのも本当にしっかりと考えていかなければならないと思うんですよ。第7期のこれ見ましても、ちょっと甘いなと思うんですよ。だから指定管理者制度、これはたまたまゆいですけど、市内にいっぱいあるでしょ指定管理者制度の施設が。民間の方々がどれだけ苦勞して今、コロナ禍にやっているかということを考えてもらって、指定管理者制度そのものを市も、もうちょっときちんと話をした方が私はいいいと思うんですけど、市長は、先ほどちょっと市長の話を聞きましたけど、この先どうしますか、こ

の指定管理者制度。

△市長（都竹淳也）

指定管理者制度といいますか、指定管理というのは形態の問題ですから、市有施設をどうしていくかという問題なんですけど、やはり私自身は観光系の施設というのは、元来は市としてそんなに積極的にやるべきではないと思っているんです。それは、むしろどこもやらない時に先導的にまったく観光的な、例えば、宿がないとかですよ、そういった施設がないというときに、やむを得ず行政がやるという流れが元々あって、しかもそれも平成の最初の頃にあって、そのままずっと続いてきているというのが現状だと思います。そうすると、なければ飛騨市が立ち行かないというものでないのであれば、これは、やはりそんなにですね、何としても維持するという事ではないのではないかなと思うんです。ただ、中にはですね、例えばですね、先ほどのグラウンドのように、それがあることによって大会が誘致できていて、それでやっていけているお宿さんがあったりすることも事実であって、そのあたりのバランスを見ていくということになっていくと思うんですね。ないよりはあった方がいいということであるなら、それではある程度の金額、指定管理料の持ち出しの部分とのバランスで、許容できるかどうかということをやったり判断せざるを得ないと思うんです。大きな方向性としてはそのように考えておりますし、総合政策指針の議論の中でもですね、そうしたことしてきたわけでありまして、あとは指定管理の飛騨ゆいという会社が、放漫経営的にやっているというようなニュアンスだったかと思いますが、今の経営陣の、特にここ若返ってきた経営陣の話なんかを聞いておりますとかなりシビアに見ていますので、私はそこらへんは、今回の第7期の計画の中に大鉈を振るうんだと書いてありますけど、けっこう強い決意を持っていらっしゃるかと認識していますから、市にもうこれはできませんということを返上されるケースは当然あり得ると思います。逆にあり得て当然だと思いますし、それを何としてでも維持するんだということの必要は、飛騨ゆいという会社にとってはないのではないかと。それはボールを投げ返された市がですね、それを維持するかどうかを判断しなければいけないんだと、こういうふうに思いますので、その時にどういうレベルで、どういうふうに施設を維持するのかということ判断しなければいけないというふうに思います。飛騨ゆいという会社ができたときに、複数の会社を統合して一つにしましたので、それを何とか軌道に乗せるというかたちで進んできたんですが、いよいよボールが投げ返されるというような極面に来ましたから、これは市としていよいよ判断を迫られる時が割と近いところに近づいてきているんだらうと思っておりますので、そういった感じで見えていくと。それは民間の方々にとって、民間は大変だと、指定管理料があるからいいよねと言っても、実際、会社ですから欠損を起こしているわけですから、決していいというわけではないわけですけどもこの会社もですね。しかも出資金は市の税金で出資しているわけですので。決してそんな市でみてもらえるからいいやというふうになっていると、とてもお話し聞いているとそう思っておりますが、ただ、ボールが投げ返さ

れることはもうあるそういうとこに来たという認識の上でこの飛騨ゆい関連施設については判断していかないといけないと、そういうことが近い時期に来るだろうというふうに思っております。

○11番（籠山恵美子）

こんなに合併前に施設がいっぱいできたのは、やはり平成元年にふるさと創生資金があって、それでみんな温泉掘れ、温泉掘れとやったわけですよ。それで、不随した建物もいっぱいできました。ですけど、行政の考え方として、そういうお金がふんだんに税収もあがってくる、国からも交付金がいっぱい来るといえるときに建てた建物と、今、本当に疲弊している、しかもコロナ感染でみんなが苦勞しているときのこれからを考えたときに、やはり、どこかで決断をして、私も施設に働いている人を守れ、守れと言ってきたんですよ、指定管理施設に若い人たちが働いているんだから、そういう人たちの職場をなくすなど言ってきたんですよ、ですけど、今、それどころじゃないですよ。ね、まちななかが大変ですから。ですから、そういう意味ではどこかで行政の決断というのが迫られるし、それを私たちが、議会が、市民の代表が、そうですねというのか、それをおかしいというのかというのが議会の議論ですから、そのあたりの市長の今、いずれと言いましたけど、そういう考え方には立って執行部は考えてくださるんですかね。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

それを考えないといけないと思っています。議員おっしゃるように雇用の維持というのが大きなテーマだったんですね、できた頃は、雇用創出。今やもう人手不足なんです、コロナの中ですら人手不足で、しかも高齢者雇用がどんどん進んで70歳くらいまで同じ所で何とか働かれるようになっていきますね。そうすると雇用創出というものが、建物立てて雇用創出するという時代では明らかになくなったというのが、今の認識ですから、そうすると施設としての効用、効能、これと費用とのバランスで考えていかざるを得ないということになります。先ほど申し上げたようにそれがあるので、ある程度集客があって民間事業者が食べれているということがあるなら、少し考えていかなければと思いますが、例えば、なくてもそんなに困らない、ないよりはあった方がいいけどもなくても困らないということであれば、そこに大きな費用がかかるものは避けていかななくてはならない。特に近年、入浴施設は本当に修繕の費用が膨大にかかっている、予算で3,000万円、4,000万円というのを死ぬ思いで予算組むんですけど、突然、年度の途中で、はい3,000万円ですというのが頻発していて、正直言って、耐えられない状況にきています。そうしたことと市民の皆さんの必要性ということとをバランスをとった上でどうしなければいけないのかということは考えていかないといけませんし、先ほどの食材の話もありましたが、お金をかければ良いものが出せるので良いに

決まっているんですけど、それで赤字に落ちるのなら、それは多少寂しくても抑えていかなければいけないということなんだろうと、現実に関業陣もそう思っているし、そういう細かいことも含めてなんですが、天秤にかけてどうするかということは考えていかざるを得ないと思いますし、市としてそういった考え方をすべての施設について基本的には持っている、そして、それを議論しなければいけない時期に来ているという認識を持っているとご理解いただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑ございませんか。

○10番（野村勝憲）

私は前に、3、4年前に指定管理施設、ゆいだけじゃないですよ、全体にスクラップ&ビルドの時が来ているのではないかと、再三にわたって申し上げてきたと思いますけど、やはり今、聞いていると、あるタイミングを逸したら、また大変なことになると思います。財政的にですね、これから。特にこのコロナで非常に財政も、飛騨市の財政も厳しくなっていると思うので。そういった中なので、やはり相当慎重にやらないといけないけども、タイミングを逸しないようにそのへんきちんと対応してもらいたいと思いますが、そのへんはいかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます

△市長（都竹淳也）

その意味でいくと本当にコロナのこの時期というのは、まさしくタイミングが前倒しで来たのかなと思っていますし、ただ当然、施設の存廃に関する議論というのは賛否両論でできます。これは間違いなく出ます。それこそお風呂の話ばかりして恐縮ですが、普段からお風呂を使っている方は、恐らく猛反対される。そうでない方は、なくてもいいんじゃないかとおっしゃる。ここは極端に出るといえるのは、この類の施設なので、そのあたりをですねどういうふうなドライな軸を持って判断していくのかということが、今、喫緊のテーマだと思っています。そのためには飛騨ゆいさん、今回第7期から向こう3年間の計画で明確に打ち出されているわけですが、現場の経営陣としてこうであるということを申し上げたいということをお持ちですから、現場で実際に経営に携わられている方の現実を見据えた冷徹な意見というのをしっかり聞きたいと思っておりますので、コロナの中でもありますけども、並行してその意見をしっかり聞いた上で市としての判断というものをいよいよ考えていくと、本格的に考えていくということかなと思います。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑ございませんか。

○12番（高原邦子）

いろいろな飛騨ゆいの件については質問あったんですけど、とりあえずですね、この

書類が飛騨市の方に出されたのはいつでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます

□商工観光課部長（畑上あづさ）

この資料の、株主総会に出される前に、出される案として5月に提示を受けて説明を一通り伺っております。

○12番（高原邦子）

それで34ページですね、事業計画策定の実施というところのSDGSを推進しますと書いてあるんですね。SDGSの何を推進するのか、こういったところで畑上部長はどのようにお聞きして質問されましたか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光課部長（畑上あづさ）

このSDGSについては、たくさんある施設を管理していく中で、その必要な経費について、例えば環境に配慮したものを使用するだとか、そういったことについても小さい括りではありますけどもSDGSの中の範囲に入りますので、そういった小さいところから一つ一つ取り組んでいきたいということで聞いております。

○12番（高原邦子）

いろいろSDGSもありますよね、環境のことも言ったりとか。いろんなことがあるんですが、その一つだけではなくいろんなことということなんですが、どのくらいの種類ですね、部門を予定してここに掲げたというふうに聞いていますか。それとも聞いていらっしやいませんか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光課部長（畑上あづさ）

SDGSの細かい部門ごとに対する取り組みまで、細かいことはお聞きしておりませんのでよろしくお願いいたします。

○12番（高原邦子）

ここの下にねりんピックの競技が期待されているというんですが、中止になりましたね。その件につきましてはお電話か何かで、ここの項目ですね、ふれあい広場、何か言ってられましたか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求め

□商工観光課部長（畑上あづさ）

ねりんピックについては、こういうコロナ禍でありましたので、開催についてはなかなか判断が難しいところであるということで、飛騨ゆいのほうも承知をしていらっし

やいましたので、今回、開催がなくなったということでの特段、そのことに対するご意見は頂戴しておりません。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（水上雅廣）

一つだけ確認をさせてください。私、勘違いすると具合が悪いものですから、先ほど籠山が質問されたことに対して、これは言ってみれば飛騨ゆいの決算に対する報告であったはずですが、先ほどの籠山議員のご質問というのは、施設全体、市内の施設全体の指定管理に対するご発言、ご質問でなかったかと私は捉えたので、それに対する先ほどの市長の答弁がそうであるならそのように受け止めさせていただきますし、そういうことであれば、旧2町2村の施設に関わることであるよということを受け止めた方がいいのか、飛騨ゆいという会社が受けている施設だと認識でおけばいいのか、そこだけ整理させていただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求め

△市長（都竹淳也）

先ほどの籠山議員に申し上げたのは市全体ということではあります。ありますけども、具体的にずっと見ていったときに見直し余地が大きいのは飛騨ゆいの施設であるということは間違いのない事実です、これは。例えば、これまでも議会の場で何度も議論してきたんですが、例えば山之村牧場の議論というのがあるんですが、これが補助金等々の制約によってなかなか手が付けられないというのは再三申し上げてきている。そのほかにもいくつかですね、逆に今の中で、今ある状況の中で、かなり伸ばす余地が大きいという施設も他の町にあります。ただ、飛騨ゆいに関する事実上、河合、宮川、古川の3町の部分については、結構ウエイトが大きいものですから、全体の話ではあるんですが、飛騨ゆいの強く関わるというような意識で先ほどはご答弁申し上げたところです。

◎議長（澤史朗）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

以上で質疑を終結し、報告第7号を終わります。

◆日程第5 議案第78号から日程第33 認定第14号まで

◎議長（澤史朗）

日程第5、議案第78号、山之村辺地にかかる公共的施設の総合整備計画の変更についてから、日程第33、認定第14号、令和2年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの29案件につきましては会議規則第35条の規定により一括し

て議題といたします。

説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

議案第87号から議案第92号にて提案しております補正予算の審議をお願いするにあたり、その概要についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、確定した財源はすみやかに計上する方針のもと、当初予算に対して上振れした地方税のほか、確定した普通交付税及び純繰越金等を歳入計上しました。歳出では、地方財政法に基づく決算剰余金処分として、当初予算における政策的経費の財源として一時的に取り崩すこととしていた4億5,000万円に加え、さらに見込みどおりに生じた純繰越金のうち1億6,000万円を追加した6億1,000万円を財政調整基金積立金として計上しました。また、職員の異動等に伴う人件費の調整に加え、ワクチン接種医師会協力金やPCR検査助成金の不足見込額など新型コロナウイルス感染症対策として1,300万円を計上するとともに、温泉施設冷却水循環装置など公共施設修繕に3,400万円を計上しました。このほか、令和5年度供用開始に向けた障がい者グループホーム等整備事業に3,600万円、今年の7月豪雨による災害復旧事業に2,500百万円を計上しました。そのうえで、なお、超過する歳入3億9,000万円については、次年度以降に必要となる財源を確保するため、防災基金や学校施設整備基金等の特定目的基金に積み立てを計上することといたしております。

それでは、本補正予算における主要施策の概要につきまして、ご説明申し上げます。総務費では、決算剰余金処分として財政調整基金への積み立て6億1,000万円、防災基金や学校施設整備基金など今後に必要な特定目的基金への積み立て3億9,000万円とあわせて合計10億円を基金積立金として計上しました。また、防犯や警備を目的とした監視カメラを市役所庁舎出入口に設置する費用のほか、利用者の増加に伴うまちづくり拠点施設の管理委託料の不足見込分を計上いたしました。

民生費では、買い物弱者対策として、移動スーパー車両の冷蔵庫を改造する経費100万円を計上し、多様な商品を並べて利用者ニーズに応じてまいります。また、「自分が亡くなった後に一人残していく子どもが、生まれ育った地で安心して暮らせる場所が欲しい。」という、障がいを持つ子どもの親や家族の切実な願いに応えるため、旧養護老人ホーム和光園のリノベーションにより、令和5年度の供用開始に向けた障がい者グループホーム等整備事業に着手するため、関連経費3,600万円を計上いたしました。このほか、市内全保育園のコロナ感染対策を更に強化するため、国の補助金を活用して、検温カメラや足踏み式消毒装置などの追加経費300万円を計上しております。

衛生費では市民のコロナ感染不安を払拭するため、これまでの実績を踏まえたPCR検査助成金の今後の不足見込額400万円を計上するとともに、休日や診療時間外にワクチン接種を行う医療機関に対する協力金として、全額県補助金を財源に600万円を



計上しました。

農林水産業費では県から農家へ直接支給されることとなった農業次世代人材投資資金 800 万円を減額するほか、要件に合致した営農組合へ中山間地域等担い手育成支援事業補助金として全額県補助金を財源に 200 万円計上しました。

また、林業費では飛騨市広葉樹活用推進コンソーシアムにおける広葉樹乾燥に関する新技術の実装に向けたハード整備に対する補助金 300 万円を計上しております。

商工費では、今年秋以降に飛騨市をメインロケ地とした映像作品の撮影が予定されていることから、市内ロケ支援補助金 200 万円を計上しております。

また、老朽化による温泉施設の真空式ボイラー更新と冷却水循環装置の更新費用等で 2,000 万円を計上しました。

消防費では、119 番などの緊急通報において、電気通信事業者側が光回線に変更することに伴う指令システムの修繕費用 100 万円を計上しております。

教育費では、古川町にあります、さくら物産館蔵ホールにおいて、飛騨の糸引き工女の展示を行うための経費を計上するとともに、飛騨市美術館における W i - F i 整備やコロナ感染対策など機能強化を図る経費を計上いたしました。

また、スポーツ振興としまして、高校生までを対象としたリフト券無料化及び幼児から中学生までを対象としたスキーレッスン補助制度に加え、インストラクターを派遣することで安全に小学校のスキー教室が開催できる環境を整える経費を 1,000 万円計上いたしましたところでございます。

以上、今回の補正予算は、一般会計で 12 億 4,300 万円を追加し、補正後の予算額は、201 億 5,400 万円となります。

なお、今回の補正予算の編成に必要な財源につきましては、市税や普通交付税、前年度純繰越金など一般財源のほか、国県支出金や基金繰入金、市債等の特定財源で調整しております。最後に、特別会計につきましては、国民健康保険特別会計のほか二会計につきましては、事業の進捗や過年度精算等に伴う補正を行うこととし、合計で 1 億 6,915 万 2,000 円を増額し、補正後の全特別会計の予算額は 88 億 5,515 万 2,000 円となります。以上で私の提案説明を終わらせていただきます。条例その他の議案につきましては総務部長より説明させますのでよろしくお願いいたします。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて説明を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

それでは、条例、その他議案の概要につきましてご説明申し上げます。

議案第 78 号、山之村辺地にかかる公共的施設の総合整備計画の変更につきましては、辺地対策事業債の予定額の増額変更です。議案第 79 号、飛騨市過疎地域持続的発

展計画につきましては、過疎地域持続的発展市町村計画を策定するものです。議案第80号、商工業生産設備等に対する飛騨市税の特例に関する条例の一部を改正する条例につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定及び飛騨市過疎地域持続的発展計画の策定に伴う改正です。議案第81号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う関係条例3件の改正です。議案第82号、飛騨市中心身障がい者小規模授産施設条例を廃止する条例につきましては、飛騨市福祉作業助こぶしの家の廃止に伴う廃止です。議案第83号、飛騨市山田地域福祉センター条例を廃止する条例につきましては、飛騨市山田地域福祉センターの廃止に伴う廃止です。議案第84号から議案第86号の字区域の変更につきましては地籍調査事業に伴い、河合町角川地区、新名地区、神岡町西地区の字区域の変更を行うものです。次に認定第1号、令和2年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第14号、令和2年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの14案件につきましては、地方自治法並びに地方公営企業法の定めにより、監査委員の意見をつけて認定に付するものです。

決算の概要につきましてご説明申し上げます。金額につきましては、端数処理をしておりますのでご了承願います。令和2年度の一般会計の決算は、国民1人当たり10万円を給付する特別定額給付金事業をはじめとした様々な新型コロナウイルス感染症対策の要因により、歳出及び見合いの財源もあわせて大きく増加したことから、歳入決算額は前年度比14.4%増の250億2,004万円。歳出決算額は14.9%増の236億2,461万8,000円となり、歳入歳出差引き額は13億9,542万1,000円、翌年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支は17.5%増の12億1,898万4,000円となりました。歳入のうち、市税は例年とほぼ同水準の36億1,525万2,000円。普通交付税は新たな算定項目が増えたことなどにより7,829万9,000円増加し、特別交付税も年末年始の大雪の影響などから2億2,502万2,000円増加したため、地方交付税全体で4.1%増の76億9,154万円となりました。歳出では、総務費では特別定額給付金給付事業やふるさと応援寄附金関連経費の増加などにより30億714万4,000円の増。民生費では和光園整備など大型施設整備の終了により6億2,971万6,000円の減。商工費では「頑張れプレミアム商品券」発行事業や市内の商工観光関連事業者等の支援を重層的に実施したことなどにより8億977万6,000円の増。土木費では大雪の影響により、市道除雪委託料の増加や市内経済対策として住宅リフォーム補助金の拡充などにより7億120万円の増となりました。次に特別会計ですが、11特別会計の歳入合計は前年度比2.5%増の84億826万3,000円。歳出合計は1.4%増の81億6,335万2,000円で、実質収支2億4,491万1,000円となりました。次に、水道事業会計ですが、給水人口は前年度と比べ532人減少し、収益的収支は事業収益が1.6%

増。事業費用が2.9%増となり、当期純利益は前年度を8.2%下回り、5,721万4,000円となりました。

最後に国民健康保険病院事業会計です。飛騨市民病院では、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言発令等で、感染症の発生の発生が少ない当地においても、受診控え等、経営に大きく影響し、入院患者数が前年度比で1,400人の減少、外来患者数は4,985人の減少により、入院外来収益を合わせて、前年度比1億1,350万1000円と大きな減収となりました。費用面では、看護職員の採用などによる人件費の増加や材料費においては、患者数の減による薬品費で前年度より減となったものの、診療材料費では市場での物資の不足に対して欠品を避けるため在庫量を増加したことなどにより増となりました。また、経費においても、医師住宅の改修などで増となり、事業費用全体で456万円の増となり、収支では6,887万4,000円の当年度純損失となりました。介護医療院たかはらでは、指定管理の基本協定に基づく市側の収支分のみが決算に計上された結果、2,010万6,000円の当年度純損失損失となりました。以上で決算の概要並びに提出議案の説明を終わらせていただきます。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で補正予算、条例関連、決算概要の説明が終わりました。ここで先ほど前川議員から質問がありました飛騨ゆいの役員報酬についての件を答弁をお願いいたします。

□商工観光課部長（畑上あづさ）

先ほどお答え出来なかった役員報酬40%削減といったが、役員報酬が増えていることについてお答えいたしたいと思います。これは非常勤での役員だった方がお1人、正規の役員となられたことにより増額しているものです。お願いいたします。

◎議長（澤史朗）

なお、皆さんをお願いいたします。本日の会議、正午を回るかもしれませんが、このまま続けさせていただきます。

◎議長（澤史朗）

ここで、代表監査委員から、令和2年度一般会計特別会計及び企業会計の決算審査並び健全化判断比率及び資金不足比率に対する意見の報告を求めます。

□代表監査委員（島田哲吉）

令和2年度各会計の決算審査については、過日、前川文博監査委員と私、島田とで審査いたしましたので、その報告をさせていただきます。付属資料03、令和2年度飛騨市一般会計特別会計、歳入、歳出決及び基金の運用状況と、審査意見書をごらんください。地方自治法第233条、第2項及び同第241条、第5号の規定に基づき、審査に付された令和2年度飛騨市一般会計特別会計、歳入歳出決算及びその他政令で定められた書類並びに基金運用状況について審査しましたので、次のとおり審査意見を提出いたします。5ページをお願いいたします。第1審査の対象、第2審査の期間、第3審査の

方法については記載のとおりでございますので省略させていただきます。6ページをお願いいたします。第4審査の結果、1、審査に付された各会計、歳入歳出決算書及び政令で定められた書類は、いずれも、法令

に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿と符合し、かつ正確であることを認めました。また、予算の執行状況は適正妥当であり、おおむね所期の目的を達成したものと認めました。2、基金の運用の状況を示す書類は関係諸帳簿と符合し、かつ正確であり、設置目的に適合するとともに効率的に運用されていることを認めました。審査の概要及び意見は次に述べるとおりです。以下、詳細は審査意見書のとおりでございます。

なお、本市の令和2年度の財政は、昨年度に引き続き、がんばれふるさと応援給付金において、返礼品の追加や各ウェブサイトページの改善、提案されやすくなるなどの工夫により、前年度比4億1,102万円余りの増額となり、自主財源の確保に大きく貢献されました。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や大雪による臨時道路除雪事業費補助金等の国庫支出金が大幅に増加しました。

しかしながら人口減少に伴う地方交付税の算定の見直し、各種事業の補助金等の依存財源が抑制されている現状は変わらないため、今後の厳しい財政状況が危惧されます。今後も引き続き交付税算入率の高い有利な起債を選択し、市税等の自主財源の確保に努めるとともに飛騨市の持てる地域資源や市内産業の人材確保と育成、新たな価値を創造する施策を推進し、元気であんきな誇りの持てるふるさと飛騨市を目指したまちづくりを期待します。また、新型コロナウイルス感染症が拡大する現況下においても、市民に寄り添った施策を展開するために、一つ一つの課題に丁寧に向き合い、新しい行政サービスの提供を願うものであります。今後、本市の人口は減少の一途をたどり高齢化率においても上昇を避けられない状況にあり、その影響に伴う税収不足の先行リスクに対処するべく、行財政改革に積極的に努めるとともに健全かつ公正な財政運営に取り組みれることを強く望むものであります。

次に付属資料、令和2年度飛騨市公営企業会計決算審査意見書をごらんください。地方公営企業法第30条、第2項の規定に審査に付された。令和2年度飛騨市国民健康保険病院事業会計及び飛騨市水道事業会計の決算について審査しましたので、次のとおり意見を提出しました。4ページをお願いします。第1審査の対象、第2審査の期日、第3審査の方法は記載のとおりですので、省略させていただきます。第4、審査の結果、審査に付された各企業の決算諸表は、経営成績及び財政状況が適正に表示されており、計数は正確であることを認めました。審査の概要と意見については、次に述べるとおりです。以下、詳細は審査意見書のとおりでございます。

なお、病院事業を取り巻く環境は、依然として医師、薬剤師、看護師等の不足が解消されない深刻な状況が続いている中であるが非常勤医師や、令和元年度から実施した国立成育医療研究センターの後期研修医の受入れ等により、患者サービスの向上と原則として患者を断らないという医療体制を維持しつつ、常勤医師の負担軽減を図ることがで

きたことが大きな成果でございます。また、新型コロナウイルス感染症が拡大する現下、医療の最前線で立ち向かう医療従事者の方には謝意と敬意しかない中、感染者が万が一出た場合にはいち早く対応していただければならないので、健康管理に配慮された上、救急医療体制の維持と市民に信頼される安全、安心な医療サービスを提供する地域に密着した市民病院として、今後も引き続きその役割を果たされることを望むものでございます。

水道事業は今後も委託業務や修繕工事を効率的、計画的に行い、費用の抑制を図るとともに、今後、行われるとされる料金改定については、将来にわたって安定的に経営が継続できるよう施設運営の合理化と、より一層の効率的な経営をお願いするものであります。そして、これまでと同様に安全、安心で良質な水を安定的かつ経済的に供給されることを要望します。

次に附属資料04、令和2年度飛騨市健全化判断比率審査意見書、飛騨市資金不足比率審査意見書をごらんください。地方公共団体の財政健全化に関する法律、第3号、第1項の規定により、審査に付された健全化判断比率並びに同法第22条、第1項の規定により、審査に付された資金不足比率そして次のとおり意見を提出します。4ページをお願いします。1の審査の対象から3の審査の方法までについては記載のとおりですので省略させていただきます。4審査の結果、総合意見、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認めます。以下、記載のとおりですので省略させていただきます。次に5ページをお願いします。1の審査の対象から3の審査の方法までについては記載のとおりですので、省略させていただきます。4審査の結果、総合意見。審査に付された下記資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。以下、記載のとおりですので省略させていただきます。以上で令和2年度決算審査結果の報告を終わらせていただきます。

◎議長（澤史朗）

以上で代表監査委員の報告が終わりました。

◎議長（澤史朗）

ここで市長より発言の申出がありますのでこれを許可します。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

監査していただきました島田代表監査委員、また、前川監査委員のおふたりに対しまして、一言、お礼を申し上げたいと思います。両監査委員におかれましては、令和2年度の決算につきまして膨大な量の決算資料を、約1か月という長期間にわたりまして慎重なご監査をいただきまして本当にありがとうございます。審査を通して様々なご指摘、ご指導を賜ったところでございます。内容につきましては十分精査をし、また、十分留意をするとともに、検討を行いまして改善と適正、適法な運営に努めてまいりたいと

思います。今後ともどうかよろしく願いをいたします。以上で簡単でございますけどもお礼のご挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で市長の発言を終わります。

◎議長（澤史朗）

ただいま、提案説明及び決算概要説明並びに決算審査意見報告のありました議案第78号から認定第14号までの29案件につきましては、9月14日から9月15日の2日間、質疑を予定しております。

質疑のある方は発言通告書によりお願いいたします。

なお、質疑・一般質問の発言通告書は、9月8日、水曜日、午前10時が締め切りでありますのでよろしくお願いいたします。

ここでお諮りいたします。議案精読のため、9月7日から9月13日までの7日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（澤史朗）

ご異議なしと認めます。よって、9月7日から9月13日までの7日間は議案精読のため休会とすることに決しました。

◆散会

◎議長（澤史朗）

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。会議を閉じ、散会いたします。お疲れさまでした。

（ 散会 午前12時02分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

澤史朗

飛騨市議会議員（1番）

小笠原美保子

飛騨市議会議員（2番）

水上雅廣